

国立公園における許可・認可の権限区分

1 公園事業における認可権限区分

全ての手続きにおいて環境省が権限を持ちます。

2 許可・届出が必要な行為における許可権限区分

	長野県が権限を持つ許可・届出	環境省が権限を持つ許可・届出
特別保護 地区	—	全ての規制行為
特別地域	<ul style="list-style-type: none"> ○ 工作物の新改増築 ※1 ○ 木竹の伐採 ※2 ○ 指定区域での木竹の損傷 ○ 指定湖沼等及びその周辺1 km 内での 廃水の排出 ○ 広告物の掲出・設置等 ○ 土石等指定物の集積・貯蔵 ○ 土地の形状変更 ※3 ○ 指定植物の採取・損傷 ○ 指定植物の植栽・播種 ○ 指定動物とその卵の捕獲・殺傷 ○ 指定動物の放出 ○ 建築物・工作物の色彩変更 ○ 指定湿原等への立入り ○ 指定区域での車馬・動力船の使用、 又は航空機の着陸 ○ その他、政令で定める行為 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 工作物の新改増築 ※1 ○ 木竹の伐採 ※2 ○ 鉱物の掘採、又は土石の採取 ○ 河川・湖沼等の水位・水量の増減 ○ 水面の埋立・干拓 ○ 土地の形状変更 ※3
普通地域	<ul style="list-style-type: none"> ○ 一定規模以上の工作物の新改増築 ○ 広告物の掲出・設置等 ○ 鉱物の掘採、又は土石の採取 ○ 土地の形状変更 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 特別地域内の河川・湖沼等の水位・水 量に増減を及ぼさせる行為 ○ 水面の埋立・干拓

※1 以下に含まれる工作物の新改増築は環境省の許可権限（それ以外の行為は長野県の許可権限）

- ・ 高さ13m以上、又は水平投影面積1,000 m²以上の新改増築
- ・ 砂防設備等、ダム、水門、パラボラアンテナ

※2 地域森林計画の伐採要件に適合する木竹の伐採は長野県の許可権限（それ以外の行為は環境省の許可権限）

※3 ゴルフコースの用に供するための行為であって面積が1,000 m²超の土地の形状変更は環境省の許可権限（それ以外の行為は長野県の許可権限）